



JONES DAY
COMMENTARY

メキシコにおける環境責任に関する連邦法の施行について

(注:本コメントリーは2013年6月公表の英語版 Enactment of the Federal Law on Environmental Liability in Mexico の日本語訳である。)

2013年6月7日、メキシコ連邦行政府は、環境責任に関する連邦法（以下「環境責任法」という。）を連邦官報にて公布するとともに、環境調和と環境保護のための一般法、野生動物一般法、廃棄物の防止及び包括管理に関する一般法、持続可能な森林開発のための法律、廃棄物法、連邦刑法、海上交通及び貿易法、並びに、国有資産に関する一般法に含まれる関連条項の変更・修正を公布した。

環境責任法は、メキシコにおける環境訴訟の増加原因となると考えられる包括的なスキームの構築に向けた重要な第一歩といえる。同法は、環境悪化に対する集団訴訟の創設、健全な環境を享受する憲法上の権利及び汚染者負担原則の強化とともに、個人及び企業に対し、環境修復義務、損失補償及び「懲罰的」制裁金を課すための新たな独自の手段を設けている。

立法に至る経緯

過去15年以上もの間、メキシコの連邦レベル及び地方レベルで、いくつもの環境民事責任に関する法案や発議が議論されてきた。しかし、2013年までの間、タバスコ州における2004年環境損傷・劣化に対する民事責任法を除き、提案された議案は、利害関

係人の異なる立場を調整することが困難であったため、議会で承認されなかった。

環境責任法を公布したことにより、メキシコは、国際法及び連邦憲法に基づく国際社会に対するふたつの基本的義務を果たした。

第1の義務は、メキシコが1992年に国連のリオデジャネイロサミット宣言の採択したことにより負担した義務である。同宣言第13原則は、「各国は、汚染及びその他の環境悪化の被害者への責任及び賠償に関する国内法を策定しなければならない」と規定している。

第2の義務は、メキシコ憲法第4条及び同条項を健全な環境を享受する権利を含むように改正した法令¹の内容に基づいている。この法令は、「環境悪化や劣化を生じさせた者は、法に定める条件に従い責任を負う」と規定している。

規制内容

環境責任法は、環境悪化により生じる責任並びにその修復及び賠償のスキームについて、一般的に規

¹2012年2月8日発行の連邦官報で公布。

定している。そして、これらは、環境責任に関する手続はメキシコに現存する行政責任、民事責任、刑事責任のスキームとは異にすべきであるという考えに基づき設置される、訴訟手続及び ADR 手続により達成されるとしている。

同様に、環境責任制度は、環境に加えられた損害は、天然資源の所有者が被る金銭的損害とは別個のものであるとしている。

環境悪化

環境責任法では、「環境悪化」を、生息地、生態系及び天然資源並びにこれらの相互関係及びこれらにより提供される環境サービスに関する化学的、物理的及び生物的条件の、測定可能かつ不利益な損失、劣化、損害、影響又は変化と定義する。

環境責任法は、この概念に例外を設けており、損失、劣化、損害、影響又は変化が以下のいずれかに該当する場合には、同法における「環境悪化」とはしないとしている。

- ・ 責任を負うべき者が、事前に明示・特定し、実行前に環境資源省 (Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales 又は「SEMARNAT」) が設定・許可した条件により評価、軽減、補償された場合 (この例外は、当事者が上記条件に従わないときは適用されない)
- ・ 関連条項に定められた基準を超えていない場合

裁判手続

環境責任法の核心は、環境責任に関する民事請求に関して設けられた、実体法及び裁判手続に関する各制度にある。

権利及び法的利益

環境責任法は、以下の者に対し、環境に関する責任、損害修復、補償及び制裁金の支払いを裁判上請求する権利及び法的利益を認めている。

- ・ 環境悪化の近隣のコミュニティーに住む個人
- ・ 一般に又はその活動のひとつとして環境保護に携わっているメキシコの非営利法人 (ただし、請求を行う少なくとも 3 年前までに設立され、かつ、

その請求が上記コミュニティーの住民を代理して申し立てられることを条件とする)

- ・ 連邦環境保護局 (Procuraduría Federal de Protección al Ambiente 又は「PROFEPA」) すなわち連邦政府
- ・ 州又は連邦区の環境保護局又はこれと同等の機関

管轄及び裁判所

メキシコの裁判制度について、環境責任法は、環境を専門に管轄する地方裁判所を設置することを想定している。この裁判所は、環境責任に関する民事紛争の解決を任務とし、同法施行後最長 2 年以内に設置され、運営を開始するとされている。

各手続に関する概括的説明

環境責任法は、環境責任に関する民事請求は、同法、及び、補足的に連邦民事訴訟規則の条項に従うと規定している。この点につき、環境責任法は、以下のように定めている。

環境悪化に関する民事請求に係る裁判官は、文書、書籍、物品の押収等の予防措置に加え、環境悪化に関係する有害な素材、物質、廃棄物及び天然資源の差押え又はサンプル調査を行うことを、連邦環境保護局に命じることができる。同様に、環境責任法は、環境悪化の生じた不動産を所有又は占有する第三者に対して、裁判所の命令による予防措置の執行を受容する義務を課している。また、いかなる場合においても、環境悪化につき第一次的に責任のある当事者に対しては、かかる措置を取ることを認めている。

証拠については、環境責任法は、裁判所が環境悪化に関する民事請求を判断する上で必要とする全ての証拠資料を収集することができる規定している。加えて、同法は、裁判官は、専門家の研究、証言及び文書といったあらゆる証拠資料、並びに、科学技術上入手可能なあらゆる証拠物を提出することを、連邦環境保護局及び環境資源省に対し請求することができる規定している。

環境責任に関する判決については、環境責任法は、連邦民事訴訟規則に定められた事項に加えて、(1) 環境悪化の修復、又は、(2) 適切な措置による環境被害の補償、(3) 環境悪化の拡大を防止するために実施すべき必要な措置、(4) 制裁金の金額及び当該金額を正当化する理由、(5) 勝訴当事者に対する支払額、及び、(6) 責任を負う当事者が履行すべき義務の履行期限を含むことを要求している。

この判決が関係当事者に通知されると、当事者は、30日以内に以下の点について合意することとされている。

- ・課された修復義務を履行するために履行する重要な環境修復措置の手續、期間及び水準
- ・環境悪化を実質的に修復することが全部又は一部不可能な場合にはその内容、及び、この結果、実施する補償の手續、地域及び範囲
- ・責任を負う当事者が履行すべき義務の履行期限の提案

裁判官は、この修復措置の提案を受領し次第、提案を連邦環境保護局に付託し、連邦環境保護局は、提案の妥当性につき意見を述べる。提案が承認された場合には、裁判官は、提案された修復措置又は補償の履行について合理的な期限を設定し、その遵守は連邦環境保護局による処罰の対象となる。環境責任に関する全ての判決は、環境責任法に基づき公開される。

出訴期間

環境責任法は、環境責任に関する民事請求について、環境悪化及びその影響が生じた日から12年間を出訴期間と定めている。

裁判費用

環境責任に関する請求に関与する当事者は、環境責任法により、訴訟手續上の行為に要する裁判費用を負担しないとされている。ただし、例外的に、当初の原告が当該環境悪化を立証するために要した費用等は、この限りではなく、このような費用は、原告が勝訴した場合のみ、訴訟手續終了後に当事者に償還されるとされている。

法律効果

環境責任法は、環境悪化の発生に責任のある個人又は法人は、環境悪化の修復又は補償（修復が不可能な場合）を行う義務があると規定する。

環境責任法の下では、環境悪化の修復とは、復元、再建、治癒、回復又は浄化行為を通じた生息地、生態系、天然資源の原状回復と考えられている。環境責任法は、「補償」を、責任を負う当事者が、環境悪化により生じた弊害と同等の環境の改善を達成するために行う投資又は行為と定義する。

加えて、環境悪化が故意によると立証された場合、環境責任法は、責任を負う当事者は、以下の範囲の制裁金の対象となると規定している。

- ・当事者が個人の場合、制裁時における連邦区²の普通最低賃金の300-50,000日相当（1ドル当たり12.5ペソの平均為替レートで換算した場合、約1,554-259,000USドル）
- ・当事者が法人の場合、制裁時における連邦区の普通最低賃金の10,000-600,000日相当（1ドル当たり12.5ペソの平均為替レートで換算した場合、約5,180-3,108,480USドル）

環境責任法に従い、この制裁金の金額は、特定の状況の存在が立証された場合には、3分の1まで減額され得る。かかる特定の状況には、責任を負う当事者又はその代表者が、(1)環境に対する犯罪で有罪判決を受けておらず、(2)環境悪化の発生以前から恒常的に環境に関する義務の遵守を検証するための内部統制組織を構築しており、かつ、(3)環境責任法が求める条件の担保を負担している場合等が含まれる。

ADR条項

ADR手續については、環境責任法は、連邦裁判所の判断が出されるまでの間、関係当事者による調停・和解手續を実施し得ると規定している。この手續の利用は、国内環境法及びメキシコの批准する国際条約に反しない限りにおいて、環境責任法のもとで認められる。この関係で、この手續により関係当事者間に和解契約が成立した場合、裁判官は、裁定に先立って、連邦環境保護局による意見申述のため、同局に和解契約の写しを送付する。

刑事責任

刑事事件については、環境責任法は、連邦刑法及び環境に関する犯罪を定めている他の環境法に従うとしている。ただし、環境責任法は、環境に対する犯罪が行われたことを知った者は、当該犯罪を検察庁に告発しなければならないと定めている。同様に、環境に関する犯罪の防止のための統一的な方針の策定について、連邦環境保護局と司法長官の間の協力を推進している。

環境責任法は、2013年7月7日の連邦官報での公布から30日経過後に施行される。

²現在、メキシコシティにおいて64.76ペソ（国家最低賃金委員会に基づく）

弁護士へのコンタクト

更に詳しい情報をお求めの場合は、最寄りの事務所の代表者又は以下に掲げた弁護士にお尋ね下さい。一般的な E メールでのメッセージは、www.jonesday.com からご覧頂ける“Contact Us”フォームを利用して送信頂けます。

Mauricio Llamas
Mexico City
+52.55.3000.4082
mllamas@jonesday.com

Antonio González
Mexico City
+52.55.3000.4051
agonzalez@jonesday.com

スティーブン・デコセ
東京
+81.3.6800.1819
sdecosse@jonesday.com

外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス

電話 03-3433-3939

FAX 03-5401-2725

www.jonesday.com

本コメンタリーの日本語訳作成者

増田 好剛
yamasuda@jonesday.com

木佐 優
ykisa@jonesday.com

山辺 哲識
syamabe@jonesday.com

ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、(なお、かかる承諾を付与または撤回するか否かは当事務所の任意裁量に属します)、他の出版物又は法的手続きにおいて引用し、又は参照することはできません。当事務所の出版物について転載の許可を希望される場合は、当事務所のウェブサイト(www.jonesday.com)にある“Contact Us”の箇所にある所定のフォームをご利用下さい。本書の郵送その他の送信は、弁護士と依頼者との関係を構築することを意図するものではなく、また本書の受信により、そのような弁護士と依頼者との関係が形成されるものではありません。本書に記載された意見は、執筆者の個人的な見解を示すものであり、当事務所の見解を反映したものではありません。